

注：下記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、
押印済みの原本は別途保存しております。

令和4年6月21日

独立行政法人 日本学生支援機構

理事長 吉岡 知哉 殿

独立行政法人 日本学生支援機構

監事

竹内 俊郎

監事

小川 千恵子

令和3事業年度監査報告の提出について

標記のことについて、独立行政法人通則法第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の令和3事業年度の業務、事業報告書、財務諸表及び決算報告書について監査を実施し、「令和3事業年度監査報告」を作成しましたので、独立行政法人日本学生支援機構 監事監査要綱第16条第1項に従い、ここに提出します。

また、同要綱第16条第1項により文部科学大臣へ提出しますので、この旨通知します。

令和3事業年度監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の令和3事業年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日。）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I. 監査の方法及びその内容

1. 監査は、「機構 監事監査要綱（平成16年規程第11号）」及び「機構 監事監査実施基準（平成16年規程第12号）」に準拠し、「令和3事業年度監査計画」（以下「監査計画」という。）に従い、機構に属する全ての部門を監査対象として、令和4年4月12日（火）～6月2日（木）の間に実施する旨を各部署に通知した。
2. 実地監査にあたっては、各部等の長及び課長等から、予め提出された監査資料に基づき業務執行状況及び財産の状況等につき概況説明を受け実施した。監査は、主として実地監査を行ったが、感染症拡大が懸念される現況下においては感染対策のため、市谷事務所（外堀事務所等を含む）以外は、テレビ会議システムにて実施した。なお、支部に関しては提出書類による書面監査を行った。
3. 監査計画に基づく実地監査及び書面監査のほか、役員（監事を除く。以下「役員」という。）、検査室、政策企画部、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他機構の管理運営に係る重要な会議等に参加し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。
4. 役員の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
5. 監査事項は、監事監査実施基準第2条第1項に掲げる各事項のほか、令和3事業年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い生じた業務の実施状況も確認し、機構における内部統制システムが適切に機能し、中期計画及び年度計画の目標達成が

図られたかどうかを重点項目として監査を実施した。

6. 会計監査については、会計検査院への提出が義務付けられる月次の「計算証明に関する指定」監査を実施するとともに、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に準拠した会計処理状況と予算執行状況並びにこれらに係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）につき監査を行った。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表等について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II. 監査の結果

1. 令和 3 事業年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、管理部門はじめ奨学金事業部門、留学生事業部門及び学生生活部門における業務への影響は令和 2 事業年度に引き続き甚大であった。

様々な特別な対応措置、あるいはオンラインへの切り替え実施等各部署ともに大幅な事業運営の見直しに迫られたが、役職員一丸となって業務遂行に尽力した。

監査の結果は、その設置目的に沿い、法令、規程、その他の定め及び予算に従い、概ね適正に実施されていると認められる。また、中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2. 内部統制全般の状況は、業務の適正を確保するための体制等の整備のための取組が法人全体でなされている。理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められず、役職員に対して改善策等の指示など指揮監督に努め、内部統制システムの推進役としての役割を十分果たしている。

3. 役員の統制環境に対する認識は適当と認められ、職務執行に関する不正の行為又は法令等に違反する事実はなく、不当な職務行為は認められない。

4. 会計監査に関しては、有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認め、会計監査人の監査結果も利活用することとした。改めて財務諸表等につき検討を加えた結果、令和 3 事業年度における会計経理は適正に行われているものと認める。

5. 事業報告書は、法令に従い、機構の令和 3 事業年度の事業実施状況を正しく表示しているものと認める。

Ⅲ. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1. 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の国際交流の拠点としての活用及び収支改善について（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）

東京国際交流館及び兵庫国際交流会館において、様々な国際交流の拠点事業の実施が認められる。また、新型コロナウイルス感染症の影響による入居率の低下にもかかわらず、両館とも施設の有効活用を行うなど収支改善に向けた方策の検討及び実施の努力を確認した。

2. 給与水準の状況（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）

給与水準に関しては、国家公務員の給与等を総合的に勘案したうえで定められている。なお、給与水準の妥当性については検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を機構のホームページ上で公表している。

3. 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）

入札・契約については、外部委員と監事により構成される契約監視委員会において適正な実施を確認した。令和 2 年度調達等合理化計画の自己評価（案）の点検、令和 3 年度調達等合理化計画（案）の点検、令和 2 年度における「競争性のない随意契約」の点検及び「一者応札・応募」の対応についての点検、審議対象工事一覧表から選定した工事について、審議を経て承認を得たことを確認した。なお、委員会の審議概要を機構のホームページ上で公表している。

令和 4 年 6 月 21 日

独立行政法人 日本学生支援機構

監 事

竹 内 俊 郎 ⑩

監 事

小 川 千 恵 子 ⑩